様式第35 号

消　費　税　等　調　査　表

（１／２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査者 |  | 年月日 |  |
| 郡　　　　　　　　　　　　町市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　字 |
| 調査対象者 | 住所 | 郡　　　　　　　町市　　　　　　　　　　　　字 |
| 氏名又は法人・代表者名 |  |
| 調査対象物件名・用途 | 調査対象物件の資産の区分 |
|  | □　事業用資産□　家事共用資産 |
| 基準期間 | 年　　　月　　　日　　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 前年(個人)又は前事業年度 | 年　　　月　　　日　　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 調 査 ・ 収 集 し た 資 料 | □　前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」□　基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」□　基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」□　消費税簡易課税制度選択届出書□　消費税簡易課税制度選択不適用届出書□　消費税課税事業者選択届出書□　消費税課税事業者選択不適用届出書□　消費税課税事業者届出書□　消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書□　法人設立届出書□　個人事業の開廃業等届出書□　消費税の新設法人に該当する旨の届出書□　消費税課税事業者届出書（特定期間用）□　特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書(控)、源泉徴収簿等）□　特定新規設立法人に該当する旨の届出書□　高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書□　その他の資料 |

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

　　　２　本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

（２／２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本　　　　則　　　　課　　　　税　　　　事　　　　業　　　　者　　　　関　　　　係 | 資料 | 前年（個人）又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 | □有（下記へ）□無 |
| 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。） | □有（個別対応方式の共用資産へ）□無（下記へ） |
| 補償用課税売上割合 | 1. 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）
 | 　　　　　　　円　 |
| 1. 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）
 | 　　　　　　　円　 |
| 1. 土地買収代金額等

（区分地上権、地役権設定代金を含む） | 　　　　　　　円　 |
| 補償用課税売上割合の算出1. (②＋③)
 |  | 1. 円
 | ＝　　　　　　％ |
|  | 1. 円＋③　　　　　　円
 |
| 補償用課税売上割合の率 | 補償用課税売上割合率 | □　95％以上である□　95％未満である（下記へ） |
| 補償用課税売上割合の額 | 補償用課税売上高の額 | □　５億円超えである（下記へ）□　５億円以下である（下記へ） |
| 採用方式 | 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 | □　一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ）□　個別対応方式を採用している（個別対応方式へ） |
| 個別対応方式 | 補償対象物件 | □　イ　課税売上にのみ対応するもの□　ロ　非課税売上にのみ対応するもの□　イ及びロに共通するもの（下記へ） |
| 個別対応方式の共用資産 | 一 部 補 償 | 消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合）　　　　　　円×（１－０．　　　　　　　　）＝ |
| 一括比例配分方式 | 消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合）　　　　　　円×（１－０．　　　　　　　　）＝ |

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）

基準期間の課税売上高が5,000万円

以下か

ＳＴＡＲＴ

課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が５億円以下か

NO〔課税事業者〕

課税期間の課税売上高が1,000万円以下か

NO

YES

NO

YES

NO

YES

YES

NO

YES

YES

YES

課税事業者を選択して

いるか

個人事業者の

事業用資産か

NO

〔家事用資産〕

NO

〔免税事業者〕

消費税額を区分する課税仕入れ等に係る

イ　課税売上にのみ対応するものか

法　人　か

簡易課税制度を選択しているか

ロ　非課税売上にのみ対応するものか

特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計が1,000万円以下か

YES

NO

仕入控除税額の計算方法は、個別対応方式か

ハ　イ及びロに共通するものか

NO

YES

一括比例

配分方式

消費税等相当額の全部を補償

消費税等相当額の一部を補償

消費税等相当額の補償不要

（注）１　消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

　　　２　上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

　　　３　消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。